慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.4 (1961. 4) ,p.346(96)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610401-0088

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

◇慶應義塾経済学会会則

第一条　本会は慶應義塾経済学会（The Keio Economic Society）と称する。

第二条　本会は経済学の研究及びその奨励、並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

一　研究会の開催

二　機関誌「三田学会雑誌」及びその他研究成果の刊行

三　講演会、資料展覧会の開催

四　他の学会及び諸団体との連絡

五　その他本会の目的を達成するため適当と認める事業

第四条　本会は慶應義塾大学経済学部及び商学部所属専任者のうち経済学を専攻する者を以て組織する。

第五条　本会に左の役員を置く。

一　会長　一名

二　顧問　若干名

三　委員　若干名

四　監事　二名

第六条　会長は慶應義塾大学経済学部長とする。顧問は会長が依嘱する。委員及び監事は総会に於て会員の互選によって定める。

第七条　会長は本会を代表し会務を総理する。顧問は会長の諮問に応ずる。委員は委員会を組織し会務を執行する。監事は会計を監査する。

第八条　委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第九条　会長は年一回総会を招集する。但し必要に応じ臨時総会を招集することができる。

第十条　会員は機関誌「三田学会雑誌」及び其の他本会刊行物の配布を受けることができる。

第十一条　本会の経費は賛助金、補助金及び其の他の収入を以て之に充てる。

第十二条　本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第十三条　本会会則の変更は総会の決議による。

第十四条　本会の事務所は慶應義塾経済学部研究室内に置く。

経済学会委員（昭和三十六・四改選）

小島栄次　山本登　島崎隆夫
矢内原勝　加藤寛　宇尾野久
富田重夫　常盤絢子　佐藤保
白井厚　北原勇

監事　高木寿一　千種義人